

管内報告の附 如量文

1. 1) 旧軍人・軍属等遺骨返還向題

日韓国交正常化10年にあたり、本件を本年中に

完了する此には少なからざる意義があることは否定

し得る。が、当方より韓国側に示した具体案の

中で遺骨リストの公示をするに比した理由は、日本

政府が事務管理に類似した本件遺骨の管

理をせめて、新たにとる措置が事務管理の趣

旨に沿って行われるためであり、これは換言

すれば道義的又は人道的基準により遺族探

しについてなされる限度の措置を講じるという点に

ある。したがってこの点については

[Redacted]

[Redacted]

その場合客年の韓国居住遺族へ

の遺骨の引渡し手続にはほぼ1年間を要した

こと

[Redacted]

[Redacted]

なお

与方としては近目中に機会をみて韓国側に対

し近く本案を実施に移す旨を通報のうえ厚

生省により国内における遺骨名簿の公示に着手するお

